

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	新たな国家安全保障戦略を踏まえた防衛力の抜本的強化 －国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要－
著者 / 所属	今井 和昌・藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	453 号
刊行日	2023-2-8
頁	81-96
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 新たな国家安全保障戦略を踏まえた防衛力の抜本的強化

## — 国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要 —

今井 和昌

藤川 隆明

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 新たに示された情勢認識と防衛の基本方針
3. 防衛力の抜本的強化と反撃能力の保有
4. 防衛上必要な機能・能力等
5. 防衛上の各種基盤の強化等
6. 所要経費等

### 1. はじめに

2013年12月に、外交・防衛政策を始めとする国家安全保障に関する基本方針として初めて国家安全保障戦略が策定されてから約9年が経過した。この間、同戦略の下で防衛装備移転三原則の策定（2014年4月）、日米防衛協力のための指針の策定（2015年4月）及び平和安全法制の整備（2016年3月施行）といった国家安全保障政策に係る様々な取組が行われるとともに、2013年12月及び2018年12月にそれぞれ策定された防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づく防衛力強化に係る取組が行われてきた。他方、日本の周辺国による軍事的な能力の強化やミサイル発射・軍事的示威活動の拡大・活発化により安全保障環境はより一層厳しさを増してきている。

岸田文雄内閣総理大臣は、就任直後の2021年10月に国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を改定する方針を正式に表明した<sup>1</sup>。その後、政府・与党において、「いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感を持って防衛力を抜本的に強化」する<sup>2</sup>ため、2022年末に向けて防衛力の抜本的強化に係

<sup>1</sup> 第205回国会参議院本会議録第2号5頁（2021.10.8）

<sup>2</sup> 第207回国会参議院本会議録第1号6頁（2021.12.6）、第208回国会参議院本会議録第1号5頁（2022.1.17）  
岸田文雄内閣総理大臣答弁

る内容、予算、財源を一体として示すべく検討作業<sup>3</sup>が進められた。その結果、2022年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において、今後おおむね10年程度の期間を念頭に置いた外交・防衛政策を始めとする国家安全保障政策に係る最上位の政策文書として新たな国家安全保障戦略が決定された。また、同戦略を踏まえ、今後10年程度の防衛目標の設定やその達成に向けた手段等に係る基本方針を示す「国家防衛戦略」が防衛計画の大綱に代わる文書として新たに策定されるとともに、従来防衛計画の大綱に記載されていた防衛力の水準や自衛隊の将来体制を防衛力整備に係る5か年度の経費総額や主要装備の整備数量を示していた中期防衛力整備計画に統合する形で、「防衛力整備計画」が新たに策定された。

新たな国家安全保障戦略においては、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」に直面しているとの認識に基づき、防衛力の抜本的強化を始めとして、最悪の事態をも見据えた備えを盤石なものとするにより、万が一、日本に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、国益を守る上で「有利な形で終結させる」との目標が示された。防衛力の抜本的強化については、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域も含めた領域横断作戦能力の強化等に加え、これまで政策判断として保有してこなかった「反撃能力」の保有等が明記され、5年後の2027年度までに日本が主たる責任をもって侵攻を阻止・排除できるよう防衛力を強化する、また、おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で日本への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化するとの方針等が示された。その上で、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき防衛力の抜本的強化に係る施策を実現することとされ、あわせて、その財源についてしっかりした措置を講じ、これを安定的に確保していくこと、また、2027年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、2022年現在の国内総生産（GDP）の2%の予算を確保する旨が明記された。

そこで本稿では、新たな国家安全保障戦略に基づき策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画において示された防衛力の抜本的強化と防衛力整備の水準に係る主な内容を紹介することとしたい<sup>4</sup>。なお、本稿で用いる肩書、名称等は、いずれも当時のものである。

## 2. 新たに示された情勢認識と防衛の基本方針

### (1) 情勢認識

国家安全保障戦略においては、冷戦終焉以降に世界で拡大した自由で開かれた安定的な国際秩序がパワーバランスの歴史的变化と地政学的競争の激化に伴い重大な挑戦にさらされており、「グローバル化と相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保証

<sup>3</sup> 2021年末以降、国家安全保障会議四大臣会合において18回にわたり国家安全保障戦略等の策定に向けた議論が行われるとともに、防衛省においても2021年11月12日に設置された防衛大臣を議長とする「防衛力強化加速会議」が15回開催された。2022年1月からは、内閣官房国家安全保障局、外務省、防衛省等の事務方による政府外の有識者との意見交換が実施され（同年7月まで計17回実施）、国家安全保障戦略等に関する論点の抽出・整理等がなされた。同年9月22日には、総合的な防衛体制の強化と経済財政の在り方について検討することを目的として「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」（座長：佐々江賢一郎・元駐米大使）が設置され、同年11月22日にはその議論を取りまとめた報告書が岸田総理に提出された。

<sup>4</sup> 国家安全保障戦略は外交・防衛分野のみならず、経済安全保障、技術、情報等も含む幅広い分野における政府の対応に係る戦略を示す文書であるため、本稿においてはその紙幅の関係から網羅的な概観は行わず、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の内容を紹介するに当たり必要な箇所を適宜紹介することとする。

されないことが、改めて明らかになった」との認識が示された。その上で、周辺国が急速に軍備を増強し、力による一方的な現状変更の試みが増加する中で、ロシアのウクライナ侵略と同様の深刻な事態が東アジアにおいて発生する可能性は排除されないとされ、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中に」とあるとの厳しい情勢認識が示された。

周辺国の安全保障上の動向については、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略において、中国、北朝鮮、ロシアの順で大要以下のとおり言及された。

まず中国については、核戦力を含む軍事力の増強を進めており、また、ロシアとの戦略的連携を強化し国際秩序への挑戦を試みているとされ、「中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国等との協力・連携により対応すべきものである」と記述された。

次に北朝鮮については、「北朝鮮の核・弾道ミサイル開発等は、累次の国連安保理決議等に違反するものであり、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なっている」とされ、「こうした軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている」と記述された。

ロシアについては、まず「欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている」とされ、その上で、日本周辺における軍事活動の活発化、中国との艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行といった軍事面での連携強化を挙げ、「こうしたロシアの軍事動向は、我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念である」とされ、欧州正面と極東正面を切り分けた記述がなされた。

さらに、国家防衛戦略においては、「今後、インド太平洋地域において、こうした活動が同時に行われる場合には、それが地域にどのような影響を及ぼすかについて注視していく必要がある」との記述もなされた。

## (2) 防衛上の課題

以上の情勢認識を踏まえ、国家防衛戦略においては、日本の防衛上の課題として、相手の能力に着目した防衛力の構築と、新しい戦い方への対応等が挙げられた。

### ア 相手の能力に着目した防衛力の構築

国家防衛戦略においては、ロシアによるウクライナ侵略について、ウクライナはロシアに侵略を思いとどまらせるような十分な防衛力を保有していなかったこと、外部からの侵攻を抑止するためには、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力が重要であることが指摘された。その上で、「高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべき」とされ、「脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することには困難が伴い」、「国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する」ことから、「このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、

相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある」と結論付けた。

## イ 新しい戦い方への対応等

これに加え、国家防衛戦略においては、これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的な戦い方に加えて、「精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦を始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動等を組み合わせた新しい戦い方」が顕在化しているとして、こうした新しい戦い方に対応できるかが今後の防衛力を構築する上で大きな課題となっているとの認識が示された。

このほか、多くの島嶼及び広大な排他的経済水域（EEZ）・大陸棚に広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源を守り抜くこと、また、都市部に集中する産業・人口・情報基盤や沿岸部に多数所在する原子力発電所等の重要施設を防護することなどが課題とされた。

### （3）防衛の基本方針

国家防衛戦略においては、防衛力について日本の安全保障を確保するための「最終的な担保」であるとし、日本に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意味と能力を表すものと位置付けた。その上で、「今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある」とされ、3つの防衛目標と、それを達成するためのアプローチが示された。

#### ア 3つの防衛目標

第一の目標は、「力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出すること」とされた。第二の目標は、「我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止すること」、また、「これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾すること」とされた。第三の目標は、「万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除すること」とされた。

また、核兵器の脅威に対しては、「核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠」であるとされ、第一から第三までの防衛目標を達成するための日本自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から日本を守り抜くとされた。

#### イ 防衛目標を実現するためのアプローチ

第一のアプローチは、「我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化すること」とされ、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を結集した

総合的な防衛体制を強化することとされた（防衛力の抜本的強化については3. 以下で詳述。総合的な防衛体制の強化に係る具体的な取組については図表1参照）。

図表1 総合的な防衛体制の強化に係る具体的な取組

- 日本自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力
- 力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるための柔軟に選択される抑止措置（FDO）と戦略的コミュニケーション（SC）
- 認知領域を含む情報戦等への対応の強化
- 有事を念頭に置いた自衛隊と警察や海上保安庁との間の連携要領の確立（原子力発電所等の重要施設の防護、離島の周辺地域等における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応）
- 宇宙・サイバー・電磁波領域の能力を防衛力に直結するよう政府全体で強化
- 先端技術の防衛面での活用、防衛産業を活用しつつ早期装備化を実現
- 防衛ニーズを踏まえた空港・港湾の整備・強化、平素からの空港・港湾等の使用等の各種施策
- 自衛隊による海空域や電磁波の利用、弾薬・燃料等の輸送・保管等の円滑化
- 政府全体として国民保護訓練の強化等の各種施策
- 自衛隊・海上保安庁の緊密な協力・連携。同盟国・同志国等と海洋安全保障協力を推進
- 防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を獲得

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

第二のアプローチは、「同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化すること」とされ、同盟の抑止力・対処力を一層強化するといった日米の「意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する」とされた（図表2参照）。

図表2 日米同盟による共同抑止・対処に係る具体的取組

- ①日米共同の抑止力・対処力強化：即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、日本への侵攻を抑止する観点から、日米の役割・任務・能力に関する議論をより深化、統合的な抑止力を一層強化。
  - 日米共同による領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組
  - 日米共同で反撃能力（後述）をより効果的に発揮する協力態勢の構築
  - 日米共同計画に係る作業等を通じ、運用面における緊密な連携を確保
  - 平素からの共同FDOや共同ISR等の拡大・深化、自衛隊による米軍艦艇・航空機等の防護
  - 双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開
- ②同盟調整機能の強化：いついかなる事態が生じたとしても、日米両国による統合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム（ACM）を中心とする日米間の調整機能をさらに発展。日米同盟を中核とする同志国等との連携を強化するため、ACM等を活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現。
- ③共同対処基盤の強化
  - 情報共有強化のため、情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組を抜本的に強化。
  - 同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、継戦能力確保のため、先端技術に関する共同分析・研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有・強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化に係る取組等、装備・技術協力を一層強化。
- ④在日米軍の駐留を支えるための取組：日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組等の各種施策を推進。安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図る。

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

第三のアプローチは、「自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化すること」とされ、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定

(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進することとされた(図表3参照)。

図表3 同志国等との連携に係る取組等

<p>○豪州：「特別な戦略的パートナー」として、米国に次ぐ緊密な防衛協力関係を構築</p> <p>○印：海洋安全保障をはじめ幅広い分野において二国間・多国間の軍種間交流をさらに深化</p> <p>○英・仏・独・伊等：グローバルな課題に加え欧州・インド太平洋地域の課題に相互に関与を強化</p> <p>○NATO・欧州連合(EU)：国際的なルール形成やインド太平洋地域の安全保障に関して連携強化</p> <p>○韓国：北朝鮮を念頭に日米韓の連携を強化</p> <p>○カナダ・NZ：インド太平洋地域の課題への取組のため連携を強化</p> <p>○北欧・バルト・中東欧諸国：情報戦、サイバーセキュリティ、SC等の連携強化</p> <p>○東南アジア諸国等：各国の状況に合わせた各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備移転等を推進</p> <p>○モンゴル：能力構築支援、多国間共同訓練等に加え、防衛装備・技術協力を推進</p> <p>○中央アジア諸国：能力構築支援を含む防衛交流を推進</p> <p>○太平洋島嶼国：同盟国・同志国等とも連携して能力構築支援等を推進</p> <p>○インド洋沿岸国・中東諸国・アフリカ諸国等：防衛協力を推進。特にジブチとの連携強化</p> <p>&lt;中国及びロシアとの意思疎通&gt;</p> <p>●中国：「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けて、多層的な対話や交流を推進。両国間における不測の事態を回避するため、ホットラインを含む「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を運用。</p> <p>●ロシア：ウクライナ侵略を最大限非難しつつG7を始めとした国際社会と緊密に連携。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないために必要な連絡を絶やさない。</p>
---

(出所) 防衛省資料を基に筆者作成

### 3. 防衛力の抜本的強化と反撃能力の保有

#### (1) 防衛力の抜本的強化の基本的考え方

相手の能力に着目した防衛力の構築と、新しい戦い方への対応等といった防衛上の課題を踏まえ、想定される各種事態への対応について、能力評価等を通じた分析により将来の防衛力の在り方が検討された結果、国家防衛戦略において、抜本的に強化された防衛力と、新しい戦い方に対応するために必要な機能・能力の在り方等が示された。

まず、抜本的に強化された防衛力は、「防衛目標である我が国自体への侵攻を我が国が主たる責任をもって阻止・排除し得る能力」、「相手にとって軍事的手段では我が国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わない」と認識させ得るだけの能力」とされた。また、「常続的な情報収集・警戒監視・偵察(ISR)や事態に応じて柔軟に選択される抑止措置(FDO)<sup>5</sup>としての訓練・演習等に加え、対領空侵犯措置等を行い、かつ事態にシームレスに即応・対処できる能力」とされた。さらに、「領域横断作戦、情報戦を含むハイブリッド戦、ミサイルに対する迎撃と反撃といった多様な任務を統合し、米国と共同して実施していく必要がある」とされた。

防衛上必要な機能・能力については、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにすることにより日本への侵攻そのものを抑止するため、①スタンド・オフ防衛能力と②統合防空ミサイル防衛能力を強化することとされた。また、万が一、抑止が破れ、日本への侵攻が生じた場合には、これらの能力に加え、有人・無人アセットを駆使するとともに、

<sup>5</sup> FDO (Flexible Deterrent Option) とは、抑止のための行動であって、外交、情報、軍事、経済を手段として実施され、早期の緊張緩和、危機解決へと導くためのものであるとされる(第193回国会衆議院安全保障委員会議録第7号9頁(2017.4.25) 稲田朋美防衛大臣答弁)。

水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要があるとの観点から、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化することとされた。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要があるとして、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化することとされた（七つの機能・能力については4. 参照）。

## （2）防衛力の抜本的強化の実現目途等

このような防衛力の抜本的強化については、「いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある」とされ、5年後の2027年度までに、日本への侵攻が生起する場合には、日本が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化するとされた。また、おおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化するとされた。

なお、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による自衛隊の組織定員と装備の最適化や効率的な調達等による大幅なコスト縮減、無人化・省人化・最適化の徹底も明記された。

## （3）反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有

国家安全保障戦略及び国家防衛戦略においては、1956年2月29日に政府統一見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかったいわゆる敵基地攻撃能力の保有が明記された。両戦略においては、同能力について、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」である「反撃能力」と記載された。

反撃能力を保有することとした背景について、両戦略においては、日本周辺における極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力の飛躍的な向上により質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中で、「弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある」ためである旨説明された。また、相手側のミサイル発射の第一撃を事前に察知し、その攻撃を阻止することは難しくなっているといった実態を踏まえ、「相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために」反撃能力を保有する必要があると記載された<sup>6</sup>。加えて、「反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武

---

<sup>6</sup> 防衛大臣記者会見（2022. 12. 23）



力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない」と記載された<sup>7</sup>。

また、反撃能力としてスタンド・オフ防衛能力等を「活用」することが明記されたが、政府は、スタンド・オフ防衛能力についてあくまで「島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処する」との方針に従い整備するものであって、反撃能力のための独自の整備方針があるものではないとしている<sup>8</sup>。なお、国家安全保障戦略において導入することとされた能動的サイバー防御（後述）については反撃能力の一環として位置付けられるものではないとされている<sup>9</sup>。

反撃能力に係る日米協力について、国家防衛戦略においては、「日米の基本的な役割分担は今後も変更はない」とした上で、「弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする」とされ、「我が国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISR）、アセットや施設の防護、後方支援等における連携の強化を図る。」と記載された。政府は、日米同盟の一層の強化に当たっては、日本が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、日本として反撃能力を保有することは、日米同盟の抑止力・対処力の一層の向上につながるとの見解を示している<sup>10</sup>。

このほか、防衛力整備計画においては、「反撃能力の運用は、統合運用を前提とした一元的な指揮統制の下で行う」と明記された。

## 4. 防衛上必要な機能・能力等

### （1）スタンド・オフ防衛能力

国家防衛戦略においては、「島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化する」ことが明記され、①2027年度までに、地上発射型及び艦艇発射型を含めスタンド・オフ・ミサイルの運用可能な能力を強化し、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制確立前に十分な能力を確保するため外国製スタンド・オフ・ミサイルを早期に取得することとされ、②おおむね10年後までに、航空機発射型スタンド・オフ・ミサイルを運用可能な能力を強化するとともに、変則的な軌道で飛翔することが可能な高速滑空弾、極超音速誘導弾、その他スタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得することとされた。

防衛力整備計画においては、国産の12式地対艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾の開発・試作の継続、長射程化の実現、量産弾の取得が明記され、併せて米国製のトマホークを始めとする外国製スタンド・オフ・ミサイルを導入することとされた（F-35A戦闘機搭載のJSM及びF-15能力向上機搭載のJASSMを含む）。

<sup>7</sup> 従来から政府は、武力攻撃が発生した場合とは、武力攻撃のおそれがあるにとどまるときではなく、また現実に被害を受けたときでもなく、他国が武力攻撃に着手したときであると解してきており、反撃能力の保有後も、この考え方に変更はないとされる（防衛大臣記者会見（2022.12.20））。

<sup>8</sup> 反撃能力に関する質問に対する答弁書（内閣参質210第82号、2022.12.23）

<sup>9</sup> 同上

<sup>10</sup> 同上

12式地对艦誘導弾能力向上型の地上発射型について2025年度までの開発完了を目指し、陸上自衛隊の地对艦ミサイル連隊を5個から7個に増勢した上で配備すること（2027年度までに11個中隊）、艦艇発射型について2026年度までの開発完了を目指し、護衛艦（DDG・DD・FFM）等に搭載すること、航空機発射型について2028年度までの開発完了を目指し、F-2戦闘機に搭載するための能力向上事業（2個飛行隊分）を推進することとされた。また、島嶼防衛用高速滑空弾の早期装備型について2025年度までの研究事業完了を目指し、陸上自衛隊に新編される島嶼防衛用高速滑空弾大隊（2個）に配備すること、能力向上型について開発の上、陸上自衛隊に新編される長射程誘導弾部隊（2個）に配備することとされた。さらに、極超音速誘導弾について2031年度までの研究事業完了を目指し、島嶼防衛用高速滑空弾能力向上型と同様に陸上自衛隊に新編される長射程誘導弾部隊（2個）に配備することとされたほか、「派生型」の開発についても検討するとされた。このほか、島嶼防衛用新対艦誘導弾の研究についても明記された。

なお、発射プラットフォームの更なる多様化として、潜水艦に垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載し、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とするVLS搭載潜水艦の取得を目指し開発すること、輸送機搭載システム等を開発・整備することも明記された。

## （2）統合防空ミサイル防衛能力（IAMD）

国家防衛戦略においては、弾道・巡航ミサイル、航空機等の能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速兵器や無人機等の出現により、経空脅威が多様化・複雑化・高度化しているとの認識が示され、探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、「統合防空ミサイル防衛能力」を強化することとされた。また、相手からの日本に対するミサイル攻撃については、まずは公海・領域上空で迎撃するとして、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力により相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行いやすくすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していくとの考え方が示された。その上で、①2027年度までに、警戒管制レーダーや地对空誘導弾の能力向上、イージス・システム搭載艦の整備、小型無人機等への対処能力強化を行うこととされ、②おおむね10年後までに、滑空段階での極超音速兵器への対処能力の研究、小型無人機等対処のための非物理的手段による迎撃能力の導入を実施することとされた。

防衛力整備計画においては、極超音速滑空兵器（HGV）等への対処能力強化のため、現有の固定式警戒管制レーダーや次期警戒管制レーダーの能力向上・整備、新型レーダー（LTAMDS）導入によるPAC-3MSEの対処能力向上、03式中距離地对空誘導弾（改善型）の能力向上（14個中隊）等に加え、早期警戒機（E-2D）の増勢（5機）、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）等の取得が明記された。また、「主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦」2隻の整備、高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の組合せによる小型無人機（UAV）等への対処能力の整備なども明記された。

### (3) 無人アセット防衛能力

国家防衛戦略においては、「非対称的な優勢を獲得することが可能である」として、無人アセットを幅広い任務に活用するとの方針が示され、①2027年度までに、無人アセットを早期装備化やリース等により導入し実践的な能力を獲得する（特に無人潜水艇(UUV)の早期装備化を進める）こととされ、②おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方の更なる具体化、日本の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入の加速・本格運用、AI等を用いた複数の無人アセットを同時制御する能力等の強化を行うこととされた。

防衛力整備計画においては、洋上監視に資する滞空型無人機(UAV)及び艦載型の無人アセットや相手の脅威圏内において目標情報を継続的に収集し得る偵察用無人機に加え、攻撃用無人機(UAV)の整備が明記された。また、輸送用無人機の導入について検討の上、必要な措置を講じることとされた。このほか、無人水上航走体(USV)の開発・整備、各種無人水中航走体(UUV)の整備に加え、無人車両(UGV)と無人機(UAV)の効果的な組合せによる駐屯地・基地等警備・防護体制の効率化を図るとされた。

### (4) 領域横断作戦能力

#### ア 宇宙領域

国家防衛戦略においては、①2027年度までに、宇宙を利用した部隊行動に必要不可欠な基盤を整備するとともに、地表及び衛星からの監視能力整備による宇宙領域把握(SDA)能力を強化することとされ、②おおむね10年後までに、宇宙利用の多層化・冗長化や新たな能力の獲得等により、宇宙作戦能力を更に強化することとされた。

防衛力整備計画においては、米国との連携強化、民間衛星の利用等を始めとする各種取組によって補完しつつ衛星コンステレーション<sup>11</sup>を構築することに加え、衛星を活用したHGVの探知・追尾等の対処能力の向上について、米国との連携可能性を踏まえつつ、必要な技術実証を行うこととされた。また、「相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を更に強化する」こととされ、2026年度に打ち上げ予定のSDA衛星の整備と更なる複数機での運用検討などが明記された。さらに、「将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するとともに、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする」ことも明記された。

#### イ サイバー領域

国家安全保障戦略においては、「武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する」ことなどが明記された。これを受け国家防衛戦略においては、防衛省・自衛隊として「重要なシステム等を中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強するとともに、特に高度なスキルを有する外部人材を活用する」ことにより、「あらゆるサイバー脅威から自ら防護する」とともに、「我が国全体のサイバーセキュリティの強化に取り組ん

<sup>11</sup> 多数(数十機～数万機)の小型人工衛星が一体となって様々な機能を担う衛星群をいう。

でいく」とされ、①2027年度までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立することとされ、②おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化することとされた。

防衛力整備計画においては、「最新のサイバー脅威を踏まえ、境界型セキュリティのみでネットワーク内部を安全に保ち得るという従来の発想から脱却し、もはや安全なネットワークは存在しないとの前提に立ち、サイバー領域の能力強化の取組を進める」こととされ、ゼロトラストの概念に基づくセキュリティ機能導入の検討、情報システムの運用開始後も継続的にリスクを分析・評価・管理する「リスク管理枠組み(RMF)」の導入、ネットワーク内部に脅威が既に侵入していることも想定したサイバー・スレット・ハンティング機能の強化が明記され、また、防衛関連企業に対するサイバーセキュリティ対策の強化を下支えするための取組を実施することとされた。さらに、「我が国へのサイバー攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力の構築に係る取組を強化する」ことなどが明記され、2027年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約4,000人<sup>12</sup>に拡充することなどにより、防衛省・自衛隊のサイバー要員を約2万人体制とし、更なる体制拡充を目指すこととされた。

#### ウ 電磁波領域

国家防衛戦略においては、相手方からの通信妨害等の厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させるとの方針が示された。防衛力整備計画においては、通信・レーダー妨害機能を有するネットワーク電子戦システム(NEWS)(2式)の整備、脅威圏外から通信妨害等を行うスタンド・オフ電子戦機(1機)及び脅威圏内において各種電子妨害を行うスタンド・イン・ジャマー等の開発等を行うこととされた。また、小型無人機(UAV)に対処する車両搭載型レーザー装置の運用開始、高出力レーザー、高出力マイクロ波(HPM)等の指向性エネルギー技術の早期装備化も明記された。さらに、「関係省庁と緊密に連携し、自衛隊の各種活動に必要な電波利用を確保していく」こととされた。

#### エ 陸・海・空の領域

国家防衛戦略においては、各自衛隊における装備品等の取得・能力向上等の加速により、陸・海・空の領域の能力を強化することなどが明記された。防衛力整備計画においては、イージス・システム搭載護衛艦の2隻増勢(10隻体制)などのほか、戦闘機の増勢(320機)に加え、「戦闘機部隊及び戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じ」、「無人機(UAV)の活用可能性について調査を行う」ことが明記された。次期戦闘機については、F-2戦闘機の退役が見込まれる2035年度までに、「改修の自由や同盟国との相互運用性を確保しつつ、英国及びイタリアと次期戦闘機の共同開発を推進」することとされた。

---

<sup>12</sup> 2022年度末のサイバー専門部隊の隊員数は約890名とされる。

### （５）指揮統制・情報関連機能

国家防衛戦略においては、A I の導入等を含めた指揮統制・情報関連機能の強化を図るとの方針が示され、①2027年度までに、ハイブリッド戦や情報戦に対処可能な能力や衛星コンステレーション等によるニアリアルタイムの情報収集能力を整備することとされ、②おおむね10年後までに、リアルタイムで情報共有可能な体制を確立することとされた。

防衛力整備計画においては、陸・海・空各自衛隊の指揮統制システムの整備、防衛情報通信基盤（D I I）の強化等によりリアルタイムに指揮統制を行う態勢を概成させるとされた。また、情報収集衛星、民間衛星等を活用した宇宙領域からの情報収集能力の強化、衛星コンステレーションの構築、I S T Rの実施に必要な無人機等の取得に加え、電波情報収集機（R C - 2）（3機）の整備などが明記され、加えて、米軍との情報共有態勢及び無人アセットに係る統合運用の在り方について検討し、必要な措置を講じることとされた。

### （６）機動展開能力・国民保護

国家防衛戦略においては、島嶼部への侵攻阻止に必要となる部隊の迅速な機動展開等のため、①2027年度までに、P F I（民間資金等活用事業）船舶の活用の拡大等により輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得し住民避難の迅速化を図ることとされ、②おおむね10年後までに、輸送能力を更に強化しつつ、補給拠点の改善により輸送・補給を一層迅速化することとされた。

防衛力整備計画においては、輸送船舶（8隻）、輸送機（C - 2）（6機）、空中給油・輸送機（K C - 46A等）（13機）、輸送・多用途ヘリコプター（C H - 47 J / J A、U H - 2）等の各種輸送アセットの取得に加え、車両及びコンテナの大量輸送に特化したP F I船舶の確保、補給品の南西地域への備蓄などが明記された。また、陸上自衛隊の第15旅団（那覇）を師団に改編（1個普通科連隊を増勢）すること、その他の8個師団、5個旅団、1個機甲師団については機動運用を基本とすることとされた。

### （７）持続性・強靱性

国家防衛戦略においては、「弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない」とされ、①2027年度までに、弾薬の必要数量が不足している状況<sup>13</sup>を解消し、また、優先度の高い弾薬については製造態勢を強化するとともに、火薬庫を増設すること、さらに、部品不足を解消して、計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を確保することとされ、②おおむね10年後までに、弾薬及び部品の適正な在庫の確保を維持するとともに、火薬庫の増設を完了し、装備品については、新規装備品分も含め、部品の適正な在庫の確保を維持することとされた。防衛力整備計画においては、各種弾薬について必要な数量を早期に整備すること、早期かつ安定的な弾薬量産のために、防衛産業による国内製造態勢の拡充等を後押しすることなどが明記された。また、部品不足によ

---

<sup>13</sup> 防衛省の試算では、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルの保有数はその所要に対し4割不足するとされている（『日本経済新聞』（2022. 10. 22））。

る装備品の非可動を解消し、2027年度までに装備品の可動数を最大化することとされた<sup>14</sup>。このほか、南西地域に陸上自衛隊の補給処支処を新編<sup>15</sup>するとともに、補給統制本部を改編し、各補給処を一元的に運用することで後方支援体制を強化するとされた。

加えて、国家防衛戦略においては、①2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化、各施設の強靱化を図り、また、災害の被害想定が甚大かつ運用上重要な基地・駐屯地から津波等の災害に対する施設・インフラの強靱化を推進することとされ、②おおむね10年後までに、防衛施設の更なる強靱化を図ることとされた。防衛力整備計画においては、主要司令部等の地下化・構造強化・電磁パルス（EMP）攻撃対策、戦闘機用の分散パッド、アラート格納庫のえん体化等を実施することとされた。

## （８）その他

防衛力整備計画においては、各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、「常設の統合司令部」を速やかに創設することが明記された。また、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案に際し、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置することとされた。

## ５．防衛上の各種基盤の強化等

### （１）防衛生産・技術基盤

国家安全保障戦略においては、防衛生産・技術基盤を「いわば防衛力そのもの」と位置付けた上で、持続可能な防衛産業の構築、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢強化に加え、防衛装備品の海外移転の推進が明記された。

#### ア 防衛生産基盤の強化

国家防衛戦略においては、防衛産業の適正な利益確保のための新たな利益率算定方式の導入、サプライチェーン全体を含む基盤の強化などに加え、「他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有する形態を検討していく」ことも明記された。

防衛力整備計画においては、企業のコストや利益を適正に算定する方式の導入、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品取得方式の採用、有償援助（FMS：Foreign Military Sales）<sup>16</sup>調達の合理化・効率化等が明記された。また、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行うことに加え、防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施など産業保全制度の強化、特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した機微技術管理を実施することとされた。

#### イ 防衛技術基盤の強化

国家防衛戦略においては、新しい戦い方に必要な装備品の早期装備化に繋げるための取組や、日本主導の国際共同開発の推進、民生先端技術を積極活用するための枠組み構

<sup>14</sup> 実現すれば、整備中などで使用していない機体から部品を外して他の機体に転用する、いわゆる「共食い」整備の要因であった部品不足が極小化されることとなる。なお、防衛省の非公式調査の結果、全装備品のうち可動するものは5割余と判明した旨の報道がある（『日本経済新聞』（2022.9.6））。

<sup>15</sup> 現在、最も南西に近い陸上自衛隊の補給処は九州補給処（目達原）である。

<sup>16</sup> 米国の安全保障戦略の一環として、同盟国等に装備品を有償で提供するものである。

築、総合的な防衛体制強化のための府省横断的な仕組みの活用などが明記された。

防衛力整備計画においては、将来の戦い方に直結する装備・技術分野に集中的に投資すること、装備化に資するマルチユース先端技術を見出し、防衛イノベーションにつながる装備品を生み出すための新たな研究機関を2024年度以降に防衛装備庁に創設することに加え、自衛隊独自仕様の見直しを推進すること、弾薬・車両等の従来技術の生産・技術基盤を維持するための措置を講じることとされた。

### ウ 防衛装備移転の推進

国家安全保障戦略及び国家防衛戦略においては、防衛装備品の海外移転について、「望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段」とされ、「防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて」、「三つの原則そのものは維持しつつ」検討することとされた。

また、防衛力整備計画においては、「防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である」とされ、政府主導・官民連携の下、装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し企業支援を行っていくこととされた。

## (2) 人的基盤の強化

国家安全保障戦略においては、自衛隊員を「防衛力の中核」と位置付けた上で、隊員の処遇向上や「ハラスメントを一切許容しない組織環境や女性隊員が更に活躍できる環境を整備」することなどにより、人的基盤を強化するとの方針が示された。これを受け国家防衛戦略においては、募集能力の強化に加えて、定年年齢の引上げ、退職自衛官の再任用拡大、サイバー領域等の専門的な知識・技能を有する民間人材を含めた人材確保などが明記され、防衛力整備計画においては、採用の取組強化、予備自衛官等の活用、人材の有効活用、生活・勤務環境の改善等、人材の育成、処遇の向上及び再就職支援が明記された。

なお、国家防衛戦略においては、「防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保する」と記載された。防衛力整備計画においては、「2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する」とされ、「2027年度末の常備自衛官定数については、2022年度末の水準を目途と」すること、おおむね2,000名の陸上自衛隊の常備自衛官定数を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にそれぞれ振り替え、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応することとされた（おおむね10年後の陸上自衛隊の常備自衛官定数は約14万9,000人とされた）。

## (3) 衛生機能の変革

国家防衛戦略においては、自衛隊員の壮健性維持を重視してきた自衛隊衛生について、「持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革する」との方針が示され、戦傷医療能力向上のための抜本的改革を推進することとされた。

防衛力整備計画においては、有事における第一線から後送までのシームレスな態勢の構築、衛生隊員の准看護師及び救急救命士の資格取得の推進、緊急外科手術に係る要員の育成、航空後送間救護に係る能力の向上、自衛隊那覇病院の機能等拡充による南西地域の衛生機能強化等が明記された。また、戦傷医療における爆傷、銃創等による失血死を防ぐため、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢構築の検討なども明記された。

## 6. 所要経費等

防衛力整備計画においては、2023年度から2027年度までの同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額について「43兆円程度とする」こととされた（図表4参照）。これにより、2027年度には防衛力の抜本的強化に係る真水の防衛費である「8兆9,000億円程度」と、それを補完する取組などを合わせて、2022年現在のGDP比2%の規模（約11兆円）の予算が確保されることとなる<sup>17</sup>。

図表4 防衛力整備計画・過去の中期防衛力整備計画の所要経費

防衛大綱	中期防	中期防の閣議決定日	5年間の防衛関係費の上限
1976大綱	1986中期防	1985. 9. 18	18兆4,000億円
	1991中期防	1990. 12. 20	22兆7,500億円
	1991中期防修正	1992. 12. 18	22兆1,700億円
1995大綱	1996中期防	1995. 12. 15	25兆1,500億円（1,100億円）
	1996中期防見直し	1997. 12. 19	24兆2,300億円
	2001中期防	2000. 12. 15	25兆 100億円（1,500億円）
2004大綱	2005中期防	2004. 12. 10	24兆2,400億円（1,000億円）
	2005中期防見直し	2008. 12. 20	23兆6,400億円
2010大綱	2011中期防	2010. 12. 17	23兆3,900億円（1,000億円）
2013大綱	2014中期防	2013. 12. 17	24兆6,700億円
2018大綱	2019中期防	2018. 12. 18	27兆4,700億円
↓			
国家防衛戦略	防衛力整備計画	防衛力整備計画の閣議決定日	5年間の防衛関係費の上限
2022国家防衛戦略	2023防衛力整備計画	2022. 12. 16	43兆円

（注1）（ ）内の金額は、将来の予見し難い事象への対応など特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、事業の実施について処置するための調整枠である。

（注2）調達改革等により、おおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保する。

（注3）実質的な財源確保を図り、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。

（注4）防衛関係費は、別途以下の措置をとることを前提に40兆5,000億円程度。

1. 自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）。

2. 一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）。

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

また、財源については、「2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金

<sup>17</sup> 防衛省はいわゆるNATO定義に基づき恩給費、PKO関連経費、海上保安庁予算等を含めた安全保障関連経費（2021年度は6兆9,000億円程度、対GDP比は1.24%）の試算を公表してきたことから、こうした経費が防衛力の抜本的強化を補完する取組として合算されることとなるものと思われる。加えて、国家安全保障戦略においては、防衛力の抜本的強化を補完するものとして、「研究開発」、「公共インフラ整備」、「サイバー安全保障」及び「我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力」を推進し、総合的な防衛体制を強化することとされており、これら4分野における取組に係る経費も合算されることとなるものと思われる。

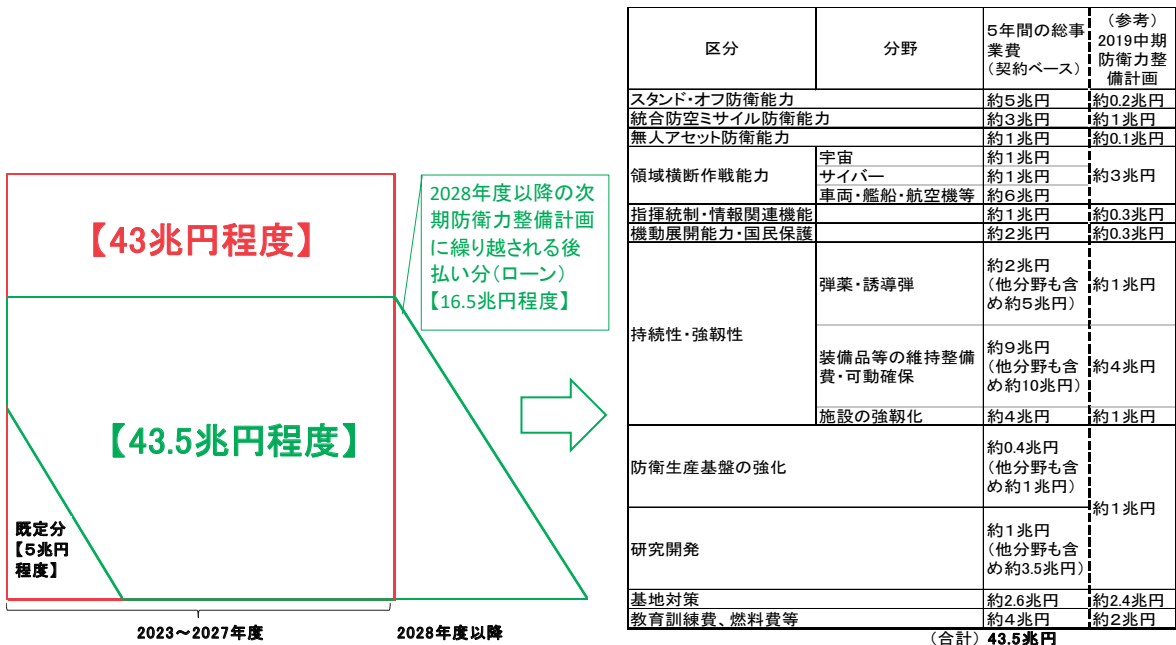


の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずる」こととされた。これに基づき、強化した防衛力を2027年度以降も安定的に維持するために必要となる毎年度約4兆円の追加財源について、約4分の3を歳出改革、決算剰余金の活用、一般会計に創設する防衛力強化基金により確保することとされ、残り約4分の1については法人税、所得税、たばこ税により確保することとされた<sup>18</sup>。

各年度の予算の編成に伴う防衛関係費については、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと(1兆6,000億円程度)、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること(9,000億円程度)を前提に、5年間で「40兆5,000億円程度」とすることとされた。他方、「格段に厳しさを増す財政事情」、「国民生活に関わる他の予算の重要性」等を勘案し、「防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し」、「装備品の効率的な取得等の装備調達最適化、その他の収入の確保等を行うこと」とし、決算剰余金が増加しない場合にあっては、これらの取組を通じて実質的な財源確保を図る旨が明記された。

このほか、防衛力整備計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額(物件費)については、「43兆5,000億円程度(維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く)」とされ、「各年度において後年度負担についても適切に管理する」とされた。このうち27兆円程度が5年以内の支出分であり、残りの16兆5,000億円程度は、いわゆる分割後払いとして2028年度以降に繰り越されることとなる(図表5参照)。

図表5 防衛力整備計画の経費構造と物件費の内訳



(出所) 防衛省資料を基に筆者作成

(いまい かずまさ、ふじかわ たかあき)

<sup>18</sup> 内閣総理大臣記者会見(2022.12.16)及び「令和5年度税制改正の大綱」(2022年12月23日閣議決定)